

地方分権改革の推進に関する緊急提言

4月に発足した地方分権改革推進委員会は、地方分権改革の目指すべき方向性として、地方政府の確立、国の地方支分部局等の廃止・縮小、条例の上書き権を含めた条例制定権の拡大、地域間の財政力格差の縮小等を「基本的な考え方」として5月に打ち出した。その後の調査審議を経て、まもなく、新分権一括法案に盛り込むべき事項についての勧告の土台となる「中間的な取りまとめ」を行うところであり、地方分権改革の推進に期待が高まっている。この推進のため、我々としても、これまで以上に行財政改革に努め、住民の信頼確保と行政能力の向上に一層努力していく決意である。

我々が理想とする分権型社会とは、中央集権型のシステムからの転換を図ること、すなわち、これまで国会と内閣が決めてきたことを地方議会と首長が決めるしくみに改めることにより実現される、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会、さらには地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会である。

こうした分権型社会の実現のためには、「地方にできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担を見直し、権限・事務・財源の一体的移譲を実施することが不可欠である。とりわけ、人口減少が加速している地方においては、住民自らが生活の維持や産業の活性化のために何が必要かを考え、実行に移せるようにすることが重要であり、そのための権限の移譲と財政基盤の充実強化が必要である。

しかし、全国知事会の「分野別検討状況のまとめ」に対する意見を見ても、国の府省の地方分権改革に対する姿勢は消極的である。我々は分権型社会の実現のため、あらゆる困難を乗り越えていく覚悟であり、以下の事項について、「中間的な取りまとめ」やその後に引き続く勧告に反映し、実現することを強く求めるものである。

- 1 当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指して税源を移譲するとともに、地方消費税の充実などにより地域偏在性が少なく、安定した税収確保が可能となる地方税体系を構築すること。また、地方交付税総額の減少要素とならない形で、税源の移譲に伴う税収の偏在を是正する措置を確実に講じること。
- 2 地方の自主性を損なわずに標準的な行政サービスが提供でき、地方交付税制度が有している地域間格差の是正機能が発揮されるよう、地方交付税総額を復元・充実すること。

- 3 地域の実情にあった行政運営を進め、住民満足度を最大化するため、国から都道府県、都道府県から市町村に権限を移譲し、国の関与・義務付け等を廃止・縮小すること。
- 4 国庫補助負担金件数の削減、国の地方支分部局の廃止・縮小により、二重行政を廃し、国・地方を通じた簡素で効率的な行政組織を確立すること。
- 5 国と地方の真の対等・協力関係の構築を図り、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるよう「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。

平成19年11月8日

北海道東北地方知事会

北海道知事	高橋	はるみ
青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	寺田	典城
山形県知事	齋藤	弘
福島県知事	佐藤	雄平
新潟県知事	泉田	裕彦